

社団法人日本海員掖済会 一般事業主行動計画

職員がもっと子育てにかかわることができるよう、職員に対し、子の看護休暇を周知し、取得をしやすい環境を作っていくことを目標とする。

1. 計画期間

平成22年11月29日から平成27年3月31日まで

2. 目 標：子の看護休暇の取得促進

3. 策定内容と取得方法

小学校就学の始期に達するまでの子を養育する職員（日々雇用される職員を除く）は、負傷し、若しくは疾病にかかった当該子の世話をするために、又は当該子に予防接種や健康診断を受けさせるために、各施設の就業規則に規定する年次有給休暇とは別に、当該子が1人の場合は1年間につき5日、2人以上の場合は1年間につき10日を限度として、子の看護休暇を取得することができます。

また、これを取得したことに対して不利益な取り扱いがされることはありません。なお、取得を希望する方は通常の休暇と同様の手続きをお願いします。

4. 目標を達成するための方策とその実施時期

平成22年11月～ 子の看護休暇制度について周知

周知方法：施設内の見やすい場所への掲示又は備え付け

書面による労働者への交付

電子メールによる送信

朝礼などで制度を周知する 等